

「復興・創生に向けた行財政運営方針」の見直しについて

I 運営方針策定の経緯等

- 本県の行財政改革については、昭和60年以降、数次にわたり「行財政改革大綱（以下「行革大綱」という。）」等を策定し、その計画に基づき実施
- 平成22年度中には、平成23年度を始期とする行革大綱の策定を進めていたが、東日本大震災の発生により、完成直前で策定作業が中断（未施行）
- 平成24年10月に「復興・再生に向けた行財政運営方針」（H24～H28）、平成29年10月に「復興・創生に向けた行財政運営方針」（H29～R2）をそれぞれ策定
- 現在の「復興・創生に向けた行財政運営方針」の対象期間が令和2年度末で終期を迎えることから、見直し等の対応が必要

II 社会情勢の変化と課題認識

1 社会情勢の変化

- これまでの復興・創生業務の進展に加え、働き方改革の取組など、行財政運営に関わる大きな状況変化が発生
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、社会構造や世の中の考え方・働き方が急激に変化

2 課題認識

- 現在の運営方針は、震災発生から10年目を迎えた現在の状況を反映しきれていない、進行管理が困難などの課題を抱えている。
- 新型コロナウイルス感染症について、終息時期が見通せないことに加え、今後の社会経済に与える影響の大きさ等についても不透明であることから、今後の行財政運営の在り方についても、現時点で見込むことが困難

III 見直しの方向性

《方向性(案)》

- 当面は、現在の運営方針の期間を1年間延長して対応することとし、上記Ⅱを踏まえながら、令和3年9月に策定予定の「次期総合計画」の内容と連動させる形で、新たな計画の策定を検討する。

- (理由)・ 新計画策定において、県の最上位計画である「総合計画」との連動は必須であり、次期総合計画の方向性、内容等を踏まえながら、検討していく必要がある。
- ・ まさに現在進行形で、新型コロナウイルス感染症が県民生活等に影響を及ぼしている状況であり、今後、その影響や社会の変革状況等を十分に見定めた上で、計画に反映させる必要がある。

IV 今後のスケジュール

- 令和2年6月26日 福島県行財政改革推進委員会（※書面開催）
7月 上旬 「行財政運営の推進に関する助言」の取りまとめ
7月 下旬 福島県行財政改革推進本部会議